平成２６年（フ）第１７３号
沖縄県うるま市字川崎275番地１　リバーサイドいれい100
債務者　上原由香里（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６３号
熊本県葦北郡芦北町大字大川内346番地
債務者　山本　俊朗
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３９３号
静岡県浜松市浜北区沼18番地　エステートピアモリタ102号室
債務者　西森まゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
栃木県鹿沼市見野1331番地
債務者　青山　誠司
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１０８５号
東京都港区台場１丁目１－２－1003
債務者　平澤　晶子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１２７号
東京都葛飾区南水元１丁目16－４－105
債務者　菰田美奈子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１７４号
東京都板橋区東山町１－17－304
債務者　横田　知枝
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２００号
千葉県松戸市上本郷4093－１　ベルトゥリーヒルズ203、住民票上の住所千葉県松戸市二ツ木1871　ジュネパレス松戸第94－101
債務者　中村　敏夫
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５０８号
横浜市戸塚区名瀬町2446番地１　カルムシンヤ101号
債務者　飯塚　好世（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１９号
茨城県土浦市中村南６丁目10番２号
破産者　佐戸井和江（旧姓島田）
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３号
兵庫県明石市二見町西二見795番地　１棟201号
破産者　出葉　昭弘
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
釧路市興津１丁目11番343号　ＯＫ３－343、破産手続開始決定時の住所釧路市興津３丁目７番６号　クレス興津101号室
破産者　味の蔵釧路店こと　三井　貴司
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目２番23号　アコルデ63－205号
破産者　森　　理人
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
釧路市春採２丁目25番９号
破産者　畑山みゆき
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
群馬県高崎市飯塚町141番地６
破産者　清水　浩一
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７７号
群馬県前橋市元総社町947番地19
破産者　寺門　秀樹
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第９２号
群馬県安中市岩井483番地３
破産者　香取　　哲
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部